

社長のための勉強

令和3年10月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

No.578 電子帳簿保存法改正

2022年1月1日から電子帳簿保存法が改正され、電子データとして受け取った請求書等は紙での保存は認められなくなり、電子保存が原則になります。電子データで受け取った請求書等をPDFでそのまま保存しておけばOK。ではありません。保存要件には大きく以下の2つが求められます。

- ① 真実性の確保
- ② 可視性(検索機能)の確保

来年に向けての準備として必要なポイントとしてはまず、会社ごとに対象となる取引の洗い出し、真実性の確保と可視性(検索機能)の確保に対してどう対策していくのかを考えていく必要があります。当面の具体的な対策としては、

- ① に対してはタイムスタンプを自社で付与するか、訂正削除管理ができるシステム導入か、事務処理規定で対応。
- ② に対しては文書管理システムの導入か、ファイル名で対応。(例「取引日付_取引先_取引金額.pdf」)ただしファイル名での対応のみでは範囲指定ができない為、対応としては不十分の可能性がります。追加の対応としては、Excel等で検索簿を別途作成するなどが考えられます。

もし違反すると、経費の計上の否認と最悪の場合は青色申告の取り消しが考えられます。この機会にペーパーレス化を進めるのも良いかもしれません。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください